

預金等共通規定
(新旧対照表)

改正箇所：下線部

新	旧
お預入れのご預金（積金。以降、預金に積金を含みます。）は、本「預金等共通規定」のほか各預金規定によりお取扱いいたします。 1.（通帳による現金自動預入支払機での預金の預入れ） （略） 2.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等） （1）通帳・証書や印章を失ったとき、または印章・氏名（名称）・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法</u>により当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）～（3） （略） 3. ～ 1 3 （略） 以上 <u>令和 8 年 8 月 5 日改正</u>	お預入れのご預金（積金。以降、預金に積金を含みます。）は、本「預金等共通規定」のほか各預金規定によりお取扱いいたします。 1.（通帳による現金自動預入支払機での預金の預入れ） （略） 2.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等） （1）通帳・証書や印章を失ったとき、または印章・氏名（名称）・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）～（3） （略） 3. ～ 1 3 （略） 以上 <u>令和 2 年 1 月 6 日改正</u>